住所　東京都青梅市富岡１丁目60番地４
　孫立傑　昭和54年12月24日生
住所　福島市太平寺字樋田40番地
　シンド・フェルナンデス・オオシロ　平成３年２月20日生
住所　茨城県日立市鹿島町１丁目19番10―1301号
　陳金芳　昭和54年12月10日生
住所　東京都町田市鶴間1013番地10
　林愛惠　昭和33年12月19日生
住所　神戸市中央区再度筋町４番７号
　魯秀樹　昭和58年４月23日生
住所　東京都品川区旗の台４丁目２番５号
　金明子　昭和50年12月30日生
住所　福岡市西区愛宕浜１丁目８番13号
　柳承福　昭和55年１月１日生
住所　埼玉県川口市三ツ和１丁目５番地23
　何小停　昭和60年９月14日生
住所　さいたま市中央区円阿弥５丁目８番51―F213号
　金仙姫　昭和53年12月５日生
住所　東京都江東区豊洲４丁目11番24―102号
　江俊恵　昭和50年５月29日生
住所　東京都板橋区赤塚２丁目28番８号
　ルホ・アティラーノ・オザワ　平成５年５月14日生
住所　岐阜県多治見市小名田町７丁目20番地16
　李鑫　平成５年10月２日生
住所　長野県大町市大町5734番地４
　紀喆　昭和61年６月28日生
住所　三重県四日市市富田１丁目24番43―902号
　ユリ・ヴィエイラ・ワタナベ　昭和61年８月11日生
住所　横浜市港北区新横浜１丁目26番地14
　王晨　平成４年６月５日生
住所　横浜市西区みなとみらい４丁目９番２―D1805号
　羅宜剛　昭和37年７月20日生
　佟麗　昭和37年７月９日生
　羅嘉嘉　平成10年１月２日生
住所　東京都足立区江北１丁目16番５―501号
　ボーラ・ラズ・パンタ　昭和43年２月７日生
住所　川崎市幸区下平間１番地２
　赫毅　昭和47年11月３日生
住所　東京都日野市大坂上４丁目15番地１
　余正希　平成元年９月28日生
住所　福岡市早良区有田団地５番201号
　饒麗芳　昭和48年12月19日生
　鄧妍　平成９年11月６日生
住所　愛知県豊橋市佐藤５丁目24番地５
　ミシェレ・ナルミ・ハナシロ　平成７年４月11日生
住所　愛知県豊川市松久町２丁目10番地
　ヒドアルド・ジャイール・オルモス・タバ　平成５年10月11日生
住所　山梨県富士吉田市新屋705番地１
　李治民　昭和56年10月28日生
住所　東京都新宿区上落合３丁目20番８号
　鄭鍾得　昭和62年９月25日生
住所　静岡県富士市宮島837番地７
　マリア・フリタ・アルケザ・ナカムラ　昭和41年11月１日生
住所　浜松市中区新津町674番地１
　全順子　昭和42年10月５日生
住所　東京都豊島区上池袋４丁目10番８号
　周育蘭　昭和55年４月18日生
住所　東京都八王子市南大沢４丁目10番地
　陳雋　昭和53年12月７日生
住所　広島市西区楠木町１丁目11番17―311号
　楊暁雪　平成２年２月５日生
住所　岐阜県美濃加茂市前平町２丁目94番地10
　ジェロニモ・ハルミ・キタハラ　昭和39年５月20日生
　ルシアーナ・デ・オリベイラ・キタハラ　昭和53年４月８日生
　ルアーナ・サユリ・デ・オリベイラ・キタハラ　平成13年11月４日生
住所　群馬県太田市岩松町673番地３
　パトリシア・ユリ・ヒガ　平成７年４月５日生
住所　群馬県太田市由良町875番地10
　フェルナンダ・リカ・マツダ　昭和61年10月17日生
住所　福島県二本松市西光内99番地
　ポンサパック・サイトウ　平成９年８月18日生
住所　福岡県久留米市善導寺町与田54番地
　范兌銀　昭和42年４月６日生
住所　静岡県榛原郡吉田町川尻1411番地７
　カーマイケル・イガルゴ・レオナルド　昭和52年１月13日生
　グレンダ・ヒラゴ・レオナルド　昭和51年６月18日生
　ジョセフ・イスマエル・ヒラゴ・レオナルド　平成14年５月12日生
住所　愛知県豊橋市東幸町字東明８番地７
　マルシオ・ヒグチ・ヒゴ　昭和48年７月５日生
住所　東京都港区芝浦４丁目７番５―809号
　曹詩麒　昭和54年７月24日生
住所　東京都中野区南台３丁目６番22―206号
　唐志強　昭和55年12月18日生
住所　さいたま市北区宮原町２丁目119番地３
　李大鵬　昭和52年３月25日生

○厚生労働省告示第二百二十二号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

平成二十八年五月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例

一　確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第二十三条第一項の規定により、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第十一条第一項又は第二十一条の二第一項の規定により翌月末日までに資産管理機関に納付すべきこととされた掛金（同項の規定により同年三月三十一日までに納付するものとされた事業主掛金を除く。）

イ　熊本県に所在地を有する実施事業所の事業主が法第二十一条第一項の規定により平成二十八年五月三十一日までに納付すべきこととされた事業主掛金（同項の規定により同年三月三十一日までに納付するものとされた事業主掛金を除く。）

ロ　熊本県に住所を有する企業型年金加入者又は同県に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者が法第二十一条の二第一項及び第二項の規定により平成二十八年五月三十一日までに納付すべきこととされた企業型年金加入者掛金（同項の規定により同年三月三十一日までに納付するものとされた企業型年金加入者掛金を除く。）

二　前号に掲げるものに係る確定拠出年金法施行規則第十六条の二第一項及び第二項に規定する日は、別途厚生労働大臣が定める日とする。

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　**林　芳正**

一　保安林の所在場所　福井県大野市森上山字藤倉一五の一・一五の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二　指定施業の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　立木の伐採は、主伐と択伐による。

２　当該立木について伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上の市町村ごとに定める。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次の「次の図」及び「次のとおり」とする。

（次の図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所において縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　**林　芳正**

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町清水谷八六六字小山平谷一五から一八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

２　ついて次の図に示す部分に限る。）

３　採種をするについては、主伐に係る伐採種をしてはならない。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場において縦覧に供する。）